

公立大学法人秋田公立美術大学職員の退職手当に関する細則

平成25年4月1日

規 程 第 6 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、公立大学法人秋田公立美術大学職員の退職手当に関する規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第68号。以下「退職手当規程」という。）第28条第6項および第30条の規定に基づき、退職手当規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職月等)

第2条 退職手当規程第16条第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 労働組合法（昭和24年法律第174号）の規定に基づく労働組合の業務に従事すること又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号および第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業（公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第38条第1項の規定に基づく育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた退職手当規程第16条第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるま

でにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

（職員の区分）

第3条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア、イ又はウの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第4条 前条後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合は、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- 2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合は、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（委員）

第5条 退職手当規程第28条第1項に規定する公立大学法人秋田公立美術大学退職手当審査会（以下「審査会」という。）は、委員3人をもって

組織する。

2 委員は、必要の都度理事長が任命する。

3 委員は、その者の任命に係る当該諮問に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(運営)

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

| | |
|--------------|---|
| <p>第1号区分</p> | <p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。）の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| <p>第2号区分</p> | <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| <p>第3号区分</p> | <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち課長（相当職を含む。）の職務に従事していたもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| <p>第4号区分</p> | <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち課長補佐（相当職を含む。）の職務に従事していたもの</p> |

| | |
|-------|--|
| | (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの |
| 第5号区分 | (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は2級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの |
| 第6号区分 | (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの |
| 第7号区分 | 第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者 |

イ 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

| | |
|-------|---|
| 第1号区分 | (1) 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間において適用されていた秋田市職員給与条例（以下「平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例」という。）の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職 |
|-------|---|

| | |
|-------|--|
| | <p>務の級が5級であったもの又は同表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち大学の学長補佐の職務に従事していたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| 第2号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| 第3号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| 第4号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| 第5号区分 | <p>(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は2級であったもの</p> |

| | |
|-------|--|
| | (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの |
| 第6号区分 | (1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後平成25年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの |
| 第7号区分 | 第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者 |

ウ 平成25年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

| | |
|-------|---|
| 第1号区分 | (1) 公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号。以下「給与規程」という。）の事務職員給料表（以下「事務職員給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 給与規程の教育職員給料表（以下「教育職員給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの又は同表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの |
| 第2号区分 | (1) 事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの |

| | |
|-------|---|
| | もの |
| 第3号区分 | <p>(1) 事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| 第4号区分 | <p>(1) 事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| 第5号区分 | <p>(1) 事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は2級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p> |
| 第6号区分 | <p>(1) 事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長が定めるもの</p> |
| 第7号区分 | 第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者 |